

学校給食の無償化を求める意見書

子どもたちの健やかな成長・発達を保障するために、健全な食生活の確立は重要な課題である。しかし、子どもの「食」をめぐる状況は、朝食の欠食、栄養摂取の偏り、肥満や痩せの増加など、3年以上に及ぶコロナ禍のもとでいっそう問題が多様化し深刻化している。

こうした中で、学校給食の果たす役割が再確認されている。地域を理解することや食文化の継承、自然の恵みなどを理解する上でも「食」は重要な教材であり、学校給食は、食育の「生きた教材・食の教科書」として、学校教育法でも教育活動の一環に位置づけられている。

また、子どもたちの健やかな成長・発達を保障するために食育が重要な役割を果たすことを考えれば、学校給食の無償化に踏み出すことも喫緊の課題であり、給食費の補助を行う自治体や無償化に踏み出す自治体が年を追うごとに増えている。しかし、財政力による自治体間格差も広がっており「教育の機会均等」の立場から、居住する地域によって教育費負担に著しい格差を生じさせることなく、すべての小・中学校で学校給食を実施し、給食を無償にするよう、自治体への財政支援を国の責任で進めることが強く求められている。

よって、泉大津市議会は、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要請する。

記

国の責任で、学校給食を無償とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月15日

泉大津市議会

送付先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣